

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 12 日

地区歯科医師会 御中

公益社団法人東京都歯科医師会

オンライン資格確認種別（電子処方箋含む）及び情報掲載先、補助金について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より本会会務運営にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、日本歯科医師会より別添のとおり案内がありましたのでお知らせ致します。

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、貴会会員への周知方につきまして、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

(別添)

○オンライン資格確認種別（電子処方箋含む）及び情報掲載先、補助金について

(令和 6 年 1 月 10 日付・事務連絡 日本歯科医師会)

○オンライン資格確認種別（電子処方箋含む）及び情報掲載先について

○オンライン資格確認・電子処方箋の補助金について

公益社団法人東京都歯科医師会
事業部 医療管理・調査担当 正 岡
TEL 03-3262-1149 (直通)
FAX 03-3262-4199

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 10 日
(情報管理課扱い/メール)

都道府県歯科医師会 御中

公益社団法人 日本歯科医師会

オンライン資格確認種別（電子処方箋含む）及び情報掲載先、補助金について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 5 年 4 月から導入が原則義務化となったオンライン資格確認について、政府は、その機能を順次拡充していくこととしています。

現段階では、医療扶助（生活保護）、訪問診療、オンライ診療への対応及びオンライン資格確認義務化対象外施設向けの簡素な仕組みが運用開始予定とされていますが、その種別や開始年月、補助金などの情報について、本会への問い合わせが散見されていることに鑑み、別添の表を作成しましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会会員からの問い合わせへの対応等にご活用くださいますようお願い申し上げます。

なお、本表について、現段階では未公表の箇所がありますが、「医療機関等向けポータルサイト」等において情報が公表される都度、更新しお知らせいたします。

【別 添】

- オンライン資格確認種別（電子処方箋含む）及び情報掲載先について
- オンライン資格確認・電子処方箋の補助金について

オンライン資格確認種別（電子処方箋含む） 及び情報掲載場所について

| 種別 | 義務／任意 | 開始月 | 情報掲載先 | |
|-----------|---------------------|--------|---|---|
| オンライン資格確認 | 顔認証付きカードリーダー使用（既存型） | 義務 | 令和3年10月 | オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係 医療機関等向けポータルサイト https://www.iryohokenjyoho-portal.jp/ |
| | 医療扶助（生活保護） | 任意 | 令和6年3月 | 医療機関等向け総合ポータルサイト https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=oqs_csm_top#gyomu2 https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=oqs_csm_top#gyomu1-1 https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=oqs_csm_top#gyomu1-2 |
| | 訪問診療（居宅同意取得型） | 任意※1 | 令和6年4月 | |
| | オンライン診療（居宅同意取得型） | 任意※1 | 令和6年4月 | |
| | 簡素な仕組み（資格確認限定型）※2 | 任意 | 令和6年4月 | |
| 電子処方箋 | 任意 | 令和5年1月 | https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=ep_top | |

※1経過措置が現在適用中（経過措置の期限については追って通知予定）。ただし、居宅同意取得型は、「顔認証付きカードリーダー使用（既存型）」のシステムを導入済みの医療機関においては、管理者画面から行う機能変更により機能追加（導入）することが可能。

※2オンライン資格確認義務化対象外施設※3において顔認証付きカードリーダーを利用したオンライン資格確認を導入していない場合に本仕組みを導入する（任意）

※3紙レセプトでの請求が認められているもの（電子請求の義務化時点で65歳以上（77歳以上程度の医師等）・手書き請求）

オンライン資格確認・電子処方箋の補助金について

| 種別 | 補助金額（診療所） | 補助金申請の条件及び期限 |
|--|--|--|
| オンライン資格確認 顔認証付き カードリーダー使用 （既存型） | 経過措置猶予届を提出している経過措置対象施設については補助金あり。申請期限については類型ごとに異なる。 新規開設施設への補助金はなし。 | |
| オンライン資格確認 医療扶助 （生活保護） | 事業額の7.3万円を上限に その3/4（5.4万円まで）を補助 | 令和6年3月1日までに導入完了した医療機関が対象で、 令和6年3月1日までに申請 |
| オンライン資格確認 訪問診療 （居宅同意取得型） | 事業額の17.1万円を上限に その3/4（12.8万円まで）を補助 | 未公表（2024年1月現在） |
| オンライン資格確認 オンライン診療 （居宅同意取得型） | 事業額の13万円を上限に その3/4（9.7万円まで）を補助 | 未公表（2024年1月現在） |
| オンライン資格確認 簡素な仕組み （資格確認限定型） | 事業額の4.1万円を上限に その3/4（3万円まで）を補助 | 未公表（2024年1月現在） |
| 電子処方箋 | 事業額の38.7万円を上限に その1/3（12.9万円まで）を補助※ | 令和7年3月31日までに電子処方箋管理サービスの導入を完了した上で、 令和7年9月30日までに申請 |

※ 令和6年3月31日までに電子処方箋管理サービスを導入した場合には、1/2補助となる